

令和7年度 さいたま市立見沼小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、また、いじめの早期発見及びいじめへの対処を目的として「さいたま市立見沼小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもちます。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 3 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込みず、学校が一丸となって組織的に対応します。
- 4 児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を築きます。
- 5 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要素が満たされているものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えていた行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。この相当とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- 1 目的
○学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために設置する。
- 2 構成員
校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長の代表スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、生徒指導部、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター
- 3 所掌事務
 - (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ②さいたま市学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正
 - ③校内研修の企画・年複数回の実施
 - ④P D C Aサイクルの実行による学校基本方針の見直し
 - (イ) 教職員の共通理解と意識啓発
 - (ウ) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - (エ) 個別面談やいじめの相談・通報窓口
 - (オ) いじめやいじめが疑われる行為、児童の問題行動などの情報の収集と記録、共有
 - (カ) いじめであるか否かの判断
 - (キ) いじめ事案への組織的対応
 - ①いじめの被害児童に対する支援体制と対応方針の決定
 - ②いじめの加害児童に対する指導体制と対応方針の決定
 - (ク) 保護者との連携

- (ヶ) 構成員の決定
- (コ) 重大事態への対応
- (サ) ア～コに掲げるもののほか、いじめの防止等に関する事項

4 開催

- (ア) 定例会……………年間3回開催
- (イ) 校内委員会（生徒指導委員会）……………毎月1回開催
- (ウ) 臨時委員会（問題行動対策支援チーム）…隨時
- (エ) 学校運営協議会

5 重大事態発生時の組織

- 「VIII 重大事態への対応」に定める通り、教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設置する。

子どもいじめ対策委員会

1 目的

- いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

2 構成員

特活部担当教員、計画委員、代表委員、各委員会委員長

3 内容

- (ア) いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- (イ) 話合いの結果を学校に提言する。
- (ウ) 提言した取組を推進する。
- (エ) いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、代表委員が集まる話し合いを開催する。

4 開催

- いじめ撲滅強化月間の取組として開催。

V いじめの未然防止

道徳教育の充実

1 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

2 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

1 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下の全ての内容について取り組む。

- (ア) 「いじめ撲滅」啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- (イ) 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- (ウ) 校長等による講話
- (エ) 「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」を活用するなど、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- (オ) 学校だより、PTA 広報誌等による家庭や地域への広報活動
- (カ) 「簡易アンケート」等の実施



「人間関係プログラム」を通して

- 1 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- 2 直接体験の場や機会を通して（「おにいさん、おねえさんってすごいなプロジェクト」）
 - 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
 - 【異学年交流】
 - ・見沼っ子タイム（全学年）
 - ・運動会練習（全学年）
 - ・学校探検（1・2年生）
- 3 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
 - 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 1 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようとする。
 - 授業の実施：全学年実施（全学年：6月まで）

メディアリテラシー教育を通して

- 1 メディアリテラシー教育を通して
 - 児童の情報活用能力の向上を図り、スマートフォンやタブレット端末等で安全に正しくインターネットを使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 「スマホ・タブレット安全教室」の実施（3・6年生）

スクールロイヤーとの連携を通して

- 1 スクールロイヤーによる授業を通して
 - いじめは絶対に許されない、いじめを受けている子は法律で守られているという事実を知り、自他ともに優しく接することができる児童の育成を詩、いじめの未然防止に努める。（5、6年）

保護者との連携を通して

- 1 いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- 2 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- 3 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。
- 4 懇談会や個人面談の場を通じて、相互に情報交換を図れるようにする。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

学校及び学校の教職員は、あらゆる教育活動を通して、児童を見守り、アンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずることにより、児童の些細な変化を見落とさず、いじめの早期発見に努めるとともに、記録をとり、情報の共有に資する。

また、学校及び学校の教職員は、いじめの問題に係る校内研修を年に複数回実施し、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を図る。

日頃の児童の観察

- 1 早期発見のポイント
 - 児童のささいな変化に気付くこと。
 - 気付いた情報を共有すること。
 - 情報に基づき、速やかに対応すること。
- 2 観察の具体的場面

- 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 など
- 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている など
- 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる など
- 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる など
- 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる など
- ICTの活用：各種教育データの利活用による、心や体調の変化が顕著な児童への呼びかけ、面談の実施等

「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- 1 アンケートの実施時期
○年3回以上実施する

	対象学年	アンケート実施時期（予定）
1回目	2～6年	4月16日（水）
2回目	全学年	9月10日（水）
3回目	全学年	1月21日（水）

2 アンケート結果の活用

- 「心と生活のアンケート」集計表において、以下のア～カにあてはまる児童への面談を実施する。
 - (ア) 信頼自己の項目が、「D」または「E」に○がつく児童。
 - (イ) 元気度の該当者に○がついた児童。
 - (ウ) ソーシャルサポートの該当者に○がついた児童。
 - (エ) 設問3「生きていてもしかたがないと思う。」に○がついた児童。
 - (オ) 「いじめ被害」の項目に○がついた児童。
 - (カ) その他、日常の様子等が気になる児童。

	対象児童	面談実施時期（予定）
1回目	上記対象児童	4月16日（水）～21日（月）
2回目	全児童	9月10日（水）～17日（水）
3回目	上記対象児童	1月21日（水）～28日（水）

○アンケート結果は、学年・学校全体で情報共有する。

○実施結果に基づく面談の実施に加えて、面談の記録を確実に残す。

毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

1 「いじめ発見のチェックリスト」の活用

- 毎月、チェックリストを使って児童の様子を観察する。気になる児童を校内委員会（生徒指導委員会）に報告し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- ※「心と生活のアンケート」を実施する月は、その結果を調査に反映させる。

2 「学校生活アンケート」の実施

- 毎月10日（いじめゼロの日）に「学校生活アンケート」を児童に配付し、調査を行う。児童の記述内容によっては必要に応じて面談し、速やかに問題の解決にあたる。また、記述内容がいじめに係るものであれば、臨時部会（問題行動対策支援チーム）を立ち上げ、全校を挙げて解決にあたり、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- ※「心と生活のアンケート」を実施する月は、その結果を調査に反映させる。

見沼小いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】		
時系列	項目	児童生徒を観るポイント
(1)登校から朝の会	1	欠席や遅刻・早退が増えた。
	2	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2)授業時間	3	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	5	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	6	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。

学校生活アンケート

筆 稿 名前 _____

このアンケートは、みなさんが毎日の生活を気持ちよく送っているか、知るためにおこないます。何か心配なことがありますれば、先生に知らせましょう。

当てはまる方に○を付けましょう。

1. 今、家や学校で心配なことがあります。
2. 今、特に心配なことはありません。

心のこえうれしかったことや悲しかったことを書きましょう。

○いじめ発見のチェックリスト（教職員実施）

○学校生活アンケート（児童実施）

3 いじめを認知したときの対応

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

教育相談期間の実施

1 教育相談期間の設定

- 年に1回、児童のための教育相談期間を設定する。（6・7月に設定する予定）

2 保護者が相談を行うことができる体制づくり

- 月に1回、保護者のための教育相談日を設定し、教職員・さわやか相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと相談できる機会を設ける。

保護者によるチェックリストの活用

1 チェックリストの配付時期

- 年2回実施する。（6月・2月）

2 チェックリストの活用

- 保護者から連絡があった場合は、早急に対応し、学年・学校全体で情報共有する。

地域からの情報収集

1 情報収集の方法

- 随時、情報提供を受け付け、教頭が情報を集約する。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

1 学校の対応

校長	○生徒指導委員会等で、いじめ事案の指導方針などを協議し、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ問題の解消を図る。
教頭	○いじめは、人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。 ○いじめの具体的な指導の留意点などについて、職員会議や研修会などで伝え、教職員間の共通理解を図る。 ○児童の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるため、全教職員による研修を実施する。 ○全教育活動の中で児童を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。 ○校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
教務主任	○教頭とともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
担任	○学級開きの際に「いじめは決して許さない。」という姿勢を伝える。 ○いじめに気付いたときは、焦らない、慌てない。 ○小さな事実を見逃さないように、話を聴いたり、行動を観察したりして問題をつかむ。 ○一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ○いろいろな立場の子どもたちがいることを認識し、それぞれの思いをとらえる場を設定して対応する。 ○子ども同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。
学年主任	○学年間の和を図り、団結に努める。 ○学年で実態調査などを企画し、定期的に児童の状況把握に努める。 ○学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。

	○いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。
専科等	○特別教室での児童の様子や学習中の言動に気を配り、いじめの信号をキャッチする。 ○いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。
生徒指導主任 教育相談主任	○いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。 ○学級担任と共に考え、具体的な指導のヒントを与える。 ○いじめを受けた児童の家庭に対して、共感的に受け止め、解決への努力を示す。 ○いじめ撲滅の連帯意識をもち、相談して良かったと思えるような雰囲気をつくる。 ○いじめを学級や学年だけの問題にしない。 ○学年会や生徒指導委員会、職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を積極的に出し、校内の指導体制を確立する。 ○当該児童が担任する学級の児童でなくとも、必要に応じて、面談や教育相談及び学習指導を行う。 ○警察など関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラーや専門機関との相談体制を整えておく。
特別支援教育コーディネーター	○問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
養護教諭	○把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で、正確に担任、教頭、校長に伝える。 ○いじめを受けた児童が保健室に逃げてきた場合は、児童の心に寄り添い、柔軟な考え方や構えをもって接する。 ○訴えてきた児童の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ○いじめや仲間はずれが真実でなく、逃げ出すための口実に過ぎない場合もあるため、問題の本質を正確に捉えるようにする。 ○信頼され、安心できる保健室の雰囲気づくりに努める。
さわやか相談員	○児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	○専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童及び保護者へのカウンセリングを行う。

2 保護者・地域の役割

保護者	○家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときには、直ちに学校と連携する。
地域	○いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

重大事態が発生した場合、市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員は、事実に真摯に向き合い、法や国の基本方針に則り、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づく対応を行う。

なお、学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）は、直ちに教育委員会に一報する。その上で、学校及び学校の教職員は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

1 重大事態について

○「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

(ア) 児童が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な障害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

等

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

(ア) 年間30日を目安とする。

(イ) 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。

(ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

【学校を調査主体とした場合】

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

【教育委員会が調査主体となる場合】

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

職員会議

- 1 「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底

○年度当初に、「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」を教職員に示し、共通理解を図る。

校内研修

- 1 「規律正しい生活態度の育成」「わかる授業づくり」を進める

○児童が規律ある生活を送れるよう、「見沼っ子のやくそく」や毎月の生活目標に基づいて指導を行う。

○児童が授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、自尊感情を高められるような授業が展開できるよう、絶えず授業改善に努める。

- 2 生徒指導・教育相談に係る研修

○各教員の指導力を高めるために、生徒指導に係る最近の動向や事例検討から、指導方法の改善を図ったり、配慮の必要な児童について共通理解を図ったりする研修会を開く。

- 3 情報モラル研修

○情報社会の特性を理解し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するために、必要な指導力を高める。

- 4 「ネットいじめ」に係る研修の実施

○「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応することをねらいとする。

○年に1回実施する。

○情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCA サイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

年間の取組について検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- 1 検証を行う期間

○一年毎、年度当初に行う。

)

- 2 校内研修等の開催

(ア) いじめ問題に係る研修 1 学期中

(イ) 特別支援教育に係る研修 夏季休業中

(ウ) 生徒指導に係る研修 夏季休業中